

「介護保険における福祉用具の選定の判断基準（ガイドライン）」と福祉用具の実際の利用状況との関係

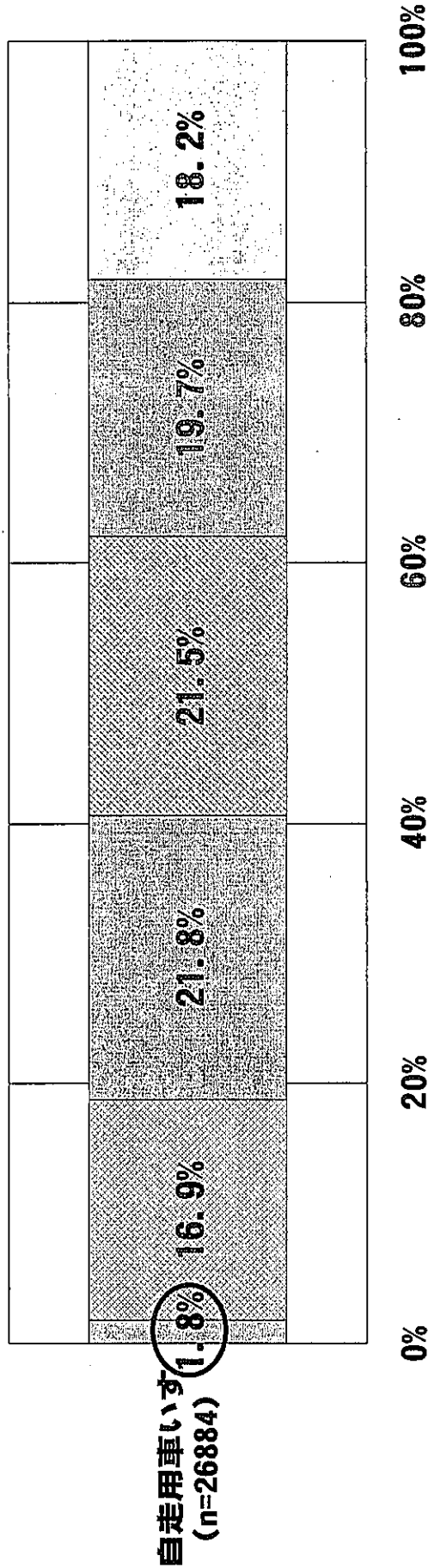
車いすの場合-①（自走用標準型車いす）

使用が想定しにくい要介護度



要支援

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援」での使用は想定しにくい。



自走用車いす (n=26884)

要支援 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5

(データ: 東京都の平成16年2月サービス提供分のレセプトより)

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

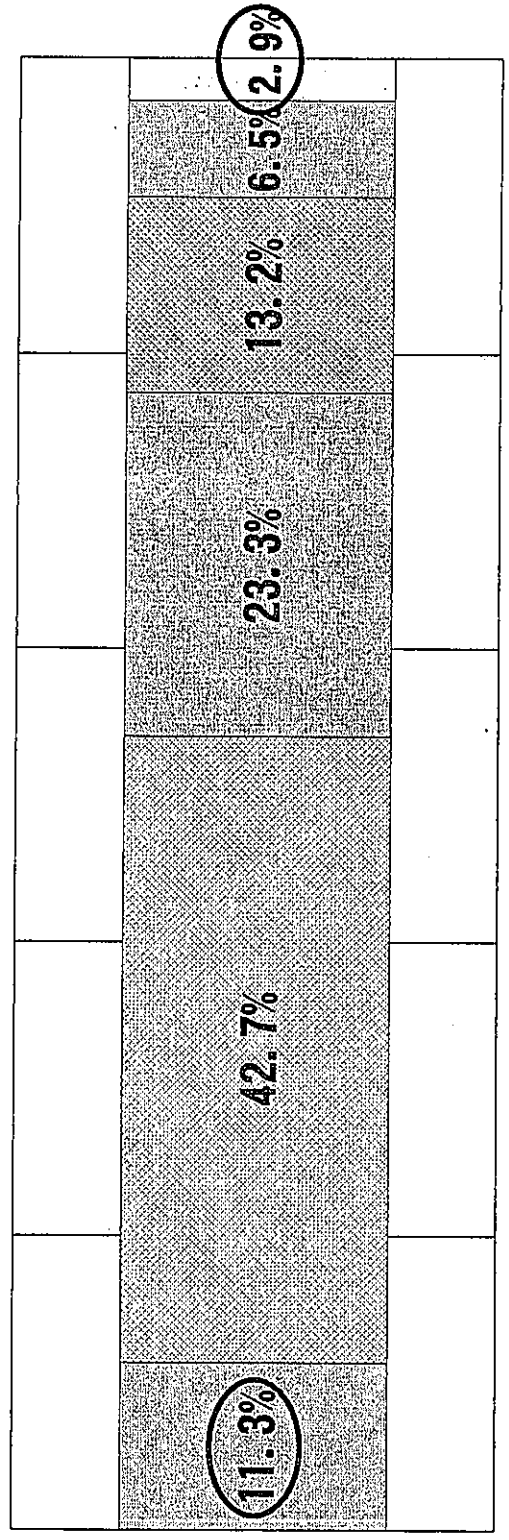
# 車いすの場合-② (普通型電動車いす)

使用が想定しにくい要介護度



要支援・要介護5

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないうでできる場合が多い「要支援」、重度の痴呆状態のため短期記憶等が著しく障害されている場合の多い「要介護5」での使用は想定しにくい。



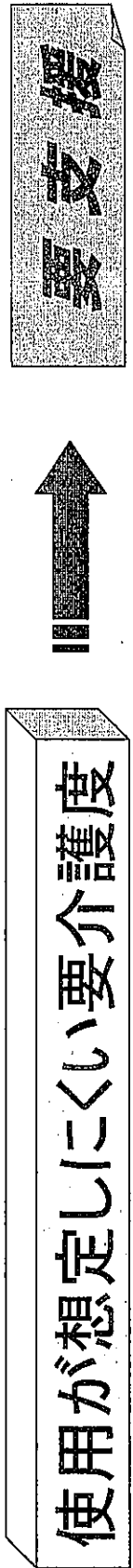
普通型電動車いす (n=2684)



(データ: 東京都の平成16年2月サービス提供分のレセプトより)

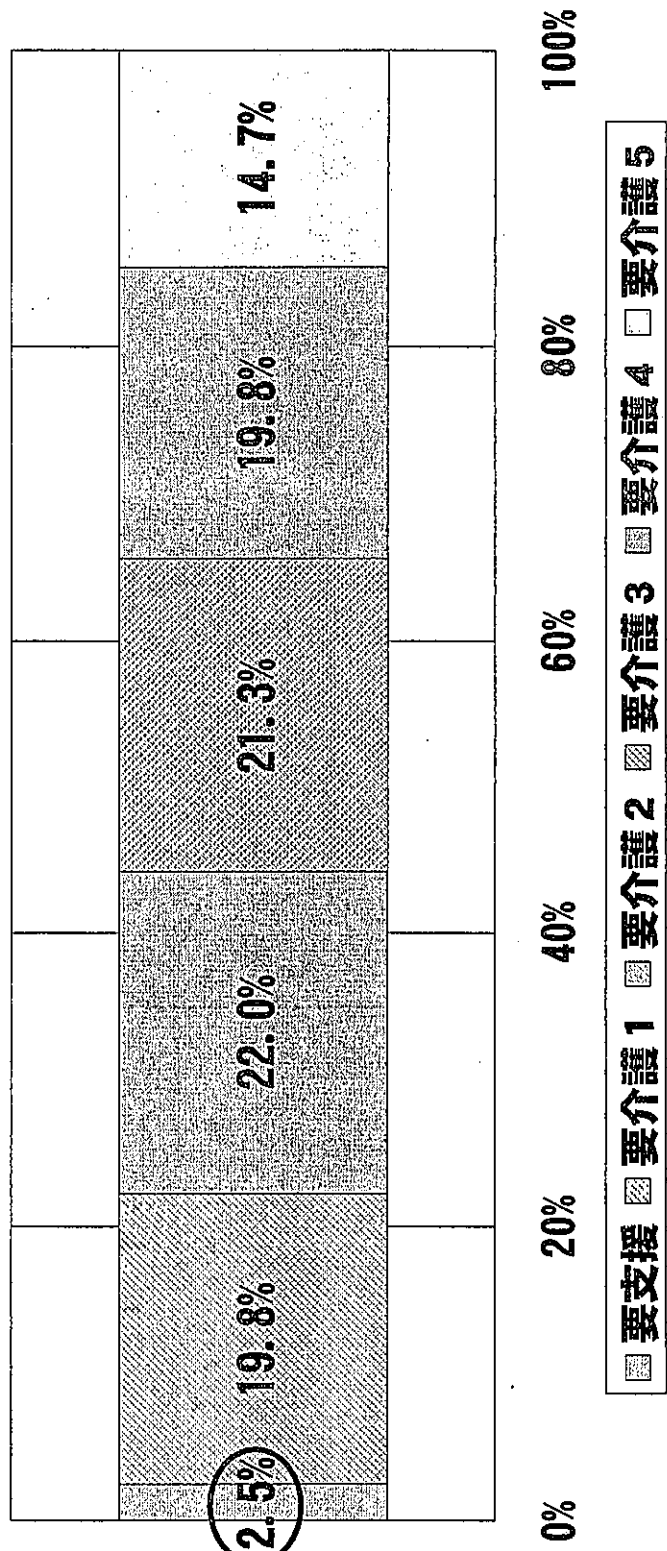
※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

# 車いすの場合-③ (介助用標準型車いす)



車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援」での使用は想定しにくい。

介助用標準型車いす (n=31520)



(データ: 東京都の平成16年2月サービス提供分のレセプトより)

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。